

# 円高・デフレへの総合的な経済対策と地域経済の活性化 に関する提言

円高への総合的対応策の実施、デフレからの脱却及び地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 歴史的な円高に対して断固たる是正措置を講じるとともに、デフレからの脱却を図り、産業の空洞化や雇用の喪失を阻止するため、中小企業等に対する資金繰りや設備投資に対する支援、税制上の優遇措置などの地域経済産業対策、雇用を維持し創出するための地域雇用対策を講じること。

また、国は、成長産業への支援の充実、地域の実情を踏まえ、きめ細やかな施策を総合的かつ継続的に講じるとともに、都市自治体が独自に実施する地域経済の振興策について財政措置を講じること。

## 2. 中小企業等対策

- (1) 中小企業経営の安定化と成長を図り、地域経済の維持・発展を促進するため、中小企業等に対する資金繰り支援や税制上の優遇措置の拡充等の経営基盤強化に向けた支援措置の充実を図るとともに、後継者不足などの課題を抱える伝統工芸品産業についても、支援措置を講じるなど、引き続き総合的な中小企業対策を実施すること。

特に、平成 23 年度末に期限切れとなる軽油引取税課税免除措置を延長すること。

- (2) 地域経済の自立的発展を促進するため、商工組合中央金庫及び日本政策金融公庫による中小企業への金融機能の維持・充実を図ること。

3. 国内産業の流出防止と地域経済の活性化、更には生産拠点の分散促進による災害に強い国内産業体制を構築するため、産業団地の造成等や企業誘致に対する財政措置の充実強化を図るとともに、企業立地が一層促進されるよう、企業立地及び進出環境の更なる改善を図ること。

4. 平成 24 年度末に期限切れとなる「離島振興法」について延長するとともに、抜本的な法改正を行うこと。特に、国家の重要課題である海域や海洋資源の確保・管

理、海洋環境の保全などの役割を踏まえ、島民が安心して住み続けることができる生活環境を整備するため、国の役割を一層強化するとともに、外海離島や内海離島のそれぞれの島の実情に応じた各種施策を国・県・市町村のそれぞれの明確な役割のもとで展開すること。

また、離島における生活交通や産業振興に不可欠な離島航路を維持するため、現行の支援制度を地域の特性及び実情に配慮した制度に見直すこと。

さらに、海外資本による離島の土地買収を規制するための法整備や水源保全の強化等を図ること。

5. 電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当分）について、交付期間の恒久化と交付限度額等の拡充を図るとともに、事務手続きの簡素化を図ること。

また、電気の安定供給に寄与する本交付金については、弾力的に活用できるよう制度の改善を図ること。

6. 省エネルギーの促進・再生可能エネルギー等の開発及び導入の促進

(1) 地球温暖化対策や環境分野への投資による景気対策の両面から、省エネルギーの普及促進、再生可能エネルギーの開発及び導入等の総合的な対策について、更なる財政支援措置を講じること。

(2) 太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギー導入を積極的に推進するため、発電設備の設置に対する財政支援措置の拡充を図るとともに、採算性が確保できる買取単価の設定を行うこと。

(3) 地球温暖化対策と大気汚染防止に有効である電気自動車の普及促進を図るため、電気自動車の購入や急速充電器の設置に対する更なる支援措置を講じること。

(4) 小水力発電の普及促進を図るため、小水力発電施設設置における関連法令の整備や手続きの簡素化等の規制緩和を行うこと。

7. 地域再生基盤強化交付金について、地域再生計画事業の完了まで必要な財政措置を講じること。

また、地域活性化が見込まれると判断できる事業については、地域が目線に立ったきめ細やかな事業等に活用できるよう交付金等による財政措置を講じること。

8. 総合特区制度について積極的な推進を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
9. P F I 制度に基づく国庫補助事業の採択実績を増やすとともに、補助対象の拡大、財政支援の拡充やP F I 制度を導入しやすい環境の整備を図ること。
10. 自転車競技法・小型自動車競走法における競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可の条件に、地元自治体及び議会の同意を必須要件とするよう法改正を行うこと。
11. 持続可能な地域振興を目的としたジオパークに対し、地質遺産の保全及び拠点整備、世界ジオパークネットワーク加盟に向けた支援など、必要な財政支援措置を講じること。
12. 東日本大震災関係
  - (1) 被災した事業者及び当該事業者と取引のあった事業者の資金繰りは予断を許さない状況であることから、経営の安定に支障が生じることがないように、「東日本大震災復興特別貸付」、「東日本大震災復興緊急保証」や「セーフティネット保証」等の各種保証制度や融資制度等の金融支援措置の充実、「中小企業金融円滑化法」の期限延長、税制上の優遇措置の拡充等、引き続き地域の実態を踏まえた総合的な中小企業対策を実施すること。

また、「産業復興機構」及び「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」の設立・運営に関しては、運用条件の緩和を図るなど、活用しやすい制度とすること。

さらに、被災地等における雇用の創出を図るため、被災者や避難者の雇い入れを行った事業者に対する支援措置の充実を図ること。
  - (2) 地元企業や商店街の早期復旧に向けて、施設・設備等の復旧・整備に対する補助制度の補助要件の緩和や予算枠の拡大など支援措置の充実を図ること。特に、「中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）」については、事業費の増額及び当該制度の継続的实施を行うこと。
  - (3) 亜炭鉱採掘跡に位置する住宅敷地、農地等で新たな陥没被害が多数発生していることから、陥没被害の緊急保全対策に係る財政支援措置を講じるとともに、災

害復旧工事に必要な特定鉦害復旧事業基金の積み増しなどの財政支援措置を講  
じること。

- (4) 燃料備蓄基地から災害時に迅速に備蓄燃料を供給するよう石油の備蓄の確保等  
に関する法律等の関係法令の整備を行うこと。